

## 令和5年度 第1回 沖縄市障がい者自立支援協議会 議事録

日時：2023/07/19 14:00～16:00

場所：沖縄市役所 地下2階 大ホール&Web会議

出席者：協議会委員16名中、15名出席（内、2名代理）

### 【議題一覧】

1. 医療的ケア児コーディネーターについて
2. B型事業所のアンケート結果について
3. 不登校に関する報告と課題
4. 障害者差別解消法改正の取り組みについて
5. 障がい者プランの進捗報告等について

### ■議題1

医療的ケア児等コーディネーターの配置について

#### 【概要】

- 沖縄市では医療的ケア児の支援を適切な時期に受けられる体制づくりのため及び、医療的ケア児の支援を目的として、医療的ケア児コーディネーターの配置を行う。
- コーディネーターは、医療機関や関係機関との調整支援や情報提供、相談支援専門員への助言などを行い、児童と家族の安心した日常生活のサポートを行う。
- 沖縄市障がい福祉課と沖縄市障がい者基幹相談支援センターが連携し、医療的ケア児の数の把握を進める。
- 医療的ケア児コーディネーターの配置により、関係機関の連携体制や個別ケースの調整を行うなど、今後は関係づくりや個別支援の強化を行うことになる。
- 教育委員会と連携し、学校での医療的ケア児の受け入れ体制を整備する。
- コーディネーターの役割には、支援対象児の支援、医療機関への手続き支援、関係機関との調整支援、情報提供や助言などが含まれる。
- 学校現場にもコーディネーターを配置し、教育上の問題点を把握する必要がある。
- 医療的ケア児の支援体制を構築し、問題解決に取り組む。

### ■議題2

B型事業所のアンケート結果について

#### 【概要】

- B型事業所の利用者に対して行ったアンケート結果をもとに、年齢や経済的背景に

よってステップアップの意向に差があることが確認された。

- ステップアップを考えている利用者は全体の 4 割未満
- 50 代以上の利用者の大半はステップアップを考えていない
- 20 代から 40 代の利用者の半数はステップアップを考えている
- 生保受給者のステップアップ意向は 4 割未満
- 主たる収入が家族の収入である利用者の半数はステップアップを考えている
- B 型事業所の役割を効果的に発揮するためには、ワーキングや研修会を通じて、地域の事業所とのネットワークを構築し、分析結果や情報をフィードバックし、体制整備を行う必要がある。
- B 型事業所は利用者のステップアップを支援する場所として機能している
- 利用者のステップアップに向けた支援を行うため、利用者の潜在的ニーズを把握し、就労要件に対するアプローチを行う必要がある。
- 利用者の障がいを理解し、仕事を丁寧に教えてくれる受け入れ先を提供する。
- 利用者が相談できる人を配置し、利用者にあった仕事や会社を紹介する。
- 利用者のステップアップを支援するための環境を整える
- 就業生活支援センターなどとタイアップを続けながら、利用者のサポート体制を強化する。
- IT の活用やコラボレーションによる多様な仕事の創出を検討する
- 一般就労だけでなく、B 型の働き方や重度化した障害者の働き方を支援する取り組みを進める
- 就労支援部会での議論を通じて、障がい者の働きやすさや賃金の向上につながる施策を検討する。

### ■議題 3

不登校に関する報告と課題

#### 【概要】

- 不登校の状況が多様化し、学校への登校が困難な状況がある。貧困層や特性を持つ子供たちの支援が必要であり、学校と福祉側の連携が求められている。
- 特別支援教育コーディネーターの力量と経験値の差が学校に影響を与えている
- 特別支援教育コーディネーターの数を増やすことを検討する
- 教育委員会と学校の連携を強化し、情報交換を密にする
- 教師の特別支援教育に関する専門性と質問力の向上を図る
- 特別支援学級における先生方の困り感をキャッチし、特別支援学級や通常学級の先生方に対して、専門性を高めるための研修や情報共有を行う

- 特別支援学級や通常学級の先生方に、県立学校とタイアップ形式での研修検討
- 管理職の先生方にも特別支援教育に関するリーダーシップを発揮してもらう
- 校長会や教頭会などで特別支援教育に関する情報提供や課題共有を行い、学校全体で取り組む

#### ■議題 4

障害者差別解消法改正の取り組みについて

##### 【概要】

沖縄市では、障害者差別解消法の改正に伴い、差別の解消と合理的配慮を目的とした取り組みを行っている。

- 障害者差別解消法の周知及び推進のための取り組みを実施
- 行政と民間事業者の間で障がい者差別解消に関する説明会を実施
- 市職員の研修会を実施し、障がい者差別解消についての理解を深める
- 市のホームページや SNS で障害者差別解消法についての情報を掲載
- 改正法により、行政だけでなく民間企業も差別の禁止と合理的配慮の義務を負うことになるため、市内の行政や民間企業に対して啓発活動を行う
- 令和 5 年度 9 月に商工会議所会員向けにチラシを配布
- 令和 6 年 1 月に障がい者差別解消地域協議会を設置し、民間事業者との協議する
- 令和 5 年度末に広報誌に障害者差別解消法の内容を掲載
- 令和 5 年度に職員対応要領を策定し、障害者への対応方策を定める

#### ■議題 5

障がい者プランの進捗報告等について

##### 【概要】

進捗報告として、一部の取り組みで C という形で数値目標値を下回っていることが報告された。課題として、地域生活支援拠点の設置と機能の充実、精神障がい者への支援体制の構築、法定雇用率の向上、農福連携の検討が挙げられた。

- 地域生活支援拠点の設置と機能の充実を継続して行う
- 精神障がい者への支援体制の構築に関して、中部圏域との協議を進める。
- 法定雇用率の向上に関して、人事課と連携して取り組む。
- 農福連携の検討に関して、引き続き話し合いを行いながら具体的な形を検討する。
- 障がい者プランの策定作業を進め、11 月 22 日の自立支援協議会で具体的な議論を行う予定。また、新たな項目の組み込みや時代の変化に対応することも検討予定。